

令和2年度（2020年度）

熊本市立平成さくら支援学校

入学者選抜要項

熊本市教育委員会

目 次

令和2年度（2020年度） 熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜要項

1	目的	1
2	出願資格	1
3	設置する学部、学科、学級及び定員	1
4	通学区域	1
5	入学者選抜の方法	1
6	出願期間	1
7	出願手続等	2
8	熊本市以外からの出願	2
9	出願変更	2～3
10	調査書の作成・提出	3
11	検査	3～4
12	面接又は面談及び健康診断	4
13	特別な配慮を要する受検者への配慮事項	4
14	海外帰国生徒等の取扱い	4～5
15	合格者の発表	5
16	二次募集	5～7
17	その他	7
	参考資料	8
	様式	9～22

熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜要項

1 目的

この要項は、令和2年度（2020年度）熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す程度の知的障害を有し、以下の（1）、（2）を満たす者とする。

- （1）中学校若しくは特別支援学校の中学部を令和2年（2020年）3月に卒業見込みの者、若しくは卒業した者、又は学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- （2）保護者とともに本市に住所を有する者

3 設置する学部、学科、学級及び定員

平成さくら支援学校に設置する学部は高等部、学科は普通科、学級は一般学級とする。なお、募集定員は、別途定める。

4 通学区域

通学区域は、熊本市立特別支援学校学則に定めるところにより、熊本市全域とする。

5 入学者選抜の方法

- （1）入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための学習検査等の結果を資料として、平成さくら支援学校の教育に対する適性等について判定し、平成さくら支援学校長が行う。
- （2）入学願、調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

6 出願期間

出願期間は、令和2年（2020年）2月13日（木）から令和2年（2020年）2月18日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

なお、郵送による場合は、出願者の住所・氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封のうえ、令和2年（2020年）2月14日（金）までの消印となるよう投函すること。

7 出願手続等

(1) 入学願（様式1に準拠して平成さくら支援学校長が定める）、受検票（様式2）、写真票（様式3）、調査書（平成さくら支援学校長が定める様式）に、その他平成さくら支援学校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て、出願期間内に平成さくら支援学校長に提出する。

入学者選抜手数料は無料とする。

(2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)及び9の「出願変更」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む）も認めない。

(3) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの特別支援学校へも出願しない場合をいう）の場合は、令和2年（2020年）2月26日（水）以後に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で平成さくら支援学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

8 熊本市外からの出願

(1) 転勤等やむを得ない事情によって熊本市外から出願する者は、入学式当日までに保護者とともに確実に市内に転居することとし、居住する都道府県、又は政令指定都市の教育委員会を経て、様式13により、熊本市教育委員会に令和2年（2020年）1月10日（金）までに入学志願許可願を提出し、許可を得なければならない。許可後、出願の手続きをすること。

(2) 転勤等やむを得ない事情によって6に示す期間に出願できなかった場合には、特例として令和2年（2020年）2月26日（水）から令和2年（2020年）3月3日（火）午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

なお、この場合、速やかに(1)に記載する入学志願許可願及びやむを得ない事情のため6に示す期間内に出願できなかったことを証明する書類を、居住する都道府県、又は政令指定都市の教育委員会を経て、熊本市教育委員会へ提出すること。

(3) 出願手続き等は、7の(1)に示した必要書類のほかに、熊本市立平成さくら支援学校入学志願についての証明書（様式4）を平成さくら支援学校長に提出すること。ただし、様式4に準じたものであれば、各県等で定めたものを使用してもよい。

9 出願変更

(1) 出願を変更したい者は、1回に限り変更することができる。

(2) 変更期間は、令和2年（2020年）2月19日（水）から令和2年（2020年）2月25日（火）までとし、この期間に(3)の出願変更の手続きをすべて完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

(3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。

ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て、出願した特別支援学校長に、「出願変更願（甲）」（様式5又は様式5の2）、「出願変更願（乙）」（様式6又は様式6の2）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票、調査書を受け取る。（「出願変更願（甲）」及び受検票は、出願変更前の学校で保存する）

イ 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票、調査書の他、出願変更先の特別支援学校長が求める書類を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の特別支援学校長に提出し、受検票の交付を受ける。

ウ 調査書の他、出願変更先の特別支援学校長が求める書類については、出身学校の校長は、出願変更先の特別支援学校に問い合わせ、新たに作成する必要がある場合には、令和2年（2020年）2月26日（水）から令和2年（2020年）2月28日（金）午後4時までに提出しても差し支えない。

10 調査書の作成・提出

(1) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書（平成さくら支援学校長が定める様式）を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

(2) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記6で示した「出願期間」に、平成さくら支援学校長に提出しなければならない。

なお、平成26年3月以前に中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者については、調査書の提出を要しない。

11 学習検査等

(1) 学習検査等の内容

学習検査等の内容については、平成さくら支援学校長が定めたものによる。

(2) 学習検査等の期日・日程

ア 期日は、令和2年（2020年）3月10日（火）及び11日（水）の2日間、又はいずれか1日とする。

イ 日程については、平成さくら支援学校長が定める。

(3) 学習検査等の会場

学習検査等の会場は、平成さくら支援学校とする。

(4) 学習検査等の実施

- ア 学習検査等の会場責任者は、平成さくら支援学校長とする。
- イ 平成さくら支援学校長は、実施要領を定め、当該学校の教職員を指揮して学習検査等を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、学習検査等の当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、平成さくら支援学校長は、この学習検査等に代わる他の適当な措置を講じることができる。

1.2 面接又は面談及び健康診断

- (1) 平成さくら支援学校長は、必要に応じて学習検査等の当日に受検者本人（保護者同伴も可）に対して面接又は面談を行うことができる。実施に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に委員会を設け、方法・質問事項等について十分検討するものとする。
- (2) 平成さくら支援学校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査が必要と認める場合には、出身学校の学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

1.3 特別な配慮を要する受検者への配慮事項

(1) 配慮の内容

特別な配慮とは、在籍する中学校等で日常的に障がいに応じて適切に実施されているもののうち、平成さくら支援学校の教育の対象としている障がいに対して行う通常の配慮以外のものとする。

(2) 手続きの方法等

- ア 出身学校の校長は、障がい等により平成さくら支援学校が実施する方法では受検することが困難と認められる者が出願する場合には、速やかに平成さくら支援学校長へ口頭及び文書で連絡すること。
- イ 平成さくら支援学校長は、出身学校の校長から連絡があった者のうち、受検することが困難と認められる者については、市教育委員会の承認を受けて、学習検査等の方法や会場等について適切な措置を講じるものとする。

1.4 海外帰国生徒等の取扱い

- (1) 出身学校の校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別な配慮が必要と認められる者が志願する場合には、速やかに平成さくら支援学校長へ口頭及び文書で連絡すること。
- (2) 平成さくら支援学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別な配慮が必要と認められる者については、市教育委員会の承認を受けて、学習検査

査等の時間の延長など、学習検査等の方法や会場等について適切な措置を講じるものとする。

1.5 合格者の発表

- (1) 発表の日は、令和2年（2020年）3月17日（火）とする。
- (2) 平成さくら支援学校において、受検番号で発表する。

1.6 二次募集

(1) 二次募集の実施

合格者数が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施するものとする。

(2) 出願資格

二次募集に出願できる者は、平成さくら支援学校の「出願資格」に該当する者で、令和2年度（2020年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査、熊本県立ひのくに高等支援学校及び松橋支援学校高等部専門学科入学者選抜検査、並びに熊本県公立特別支援学校高等部入学者選抜検査（以下「本検査」という）のいずれかを受検した者で、出願時において、県内の公立高等学校又は特別支援学校高等部（高等支援学校を含む）に合格していない者とする。ただし、本検査で平成さくら支援学校入学者選抜検査を受検した者は、出願することはできない。

(3) 募集人員

募集定員から合格者を減じた人数

(4) 出願期間

出願期間は、令和2年（2020年）3月18日（水）から令和2年（2020年）3月23日（月）までの間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、18日（水）、19日（木）は午前9時から午後4時まで、23日（月）は正午までとする。

なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所・氏名を記入し、84円切手を貼った返信用封筒（定型）を同封のうえ、令和2年（2020年）3月19日（木）までの消印となるよう投函すること。

(5) 出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式7に準拠して平成さくら支援学校長が定める）及び平成さくら支援学校長が必要とする書類を、出身学校の校長を経て、平成さくら支援学校長に提出（出願期間内に必着すること）し、二次募集受付票（様式8）を受領する。

イ 出願は、平成さくら支援学校に限る。

ウ 出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した公立学校の校長に、検査成

績証明書等送付願（様式9）を提出する。（出願期間内に必着すること）

エ 上記アにおいて、郵送により提出する場合は、出身学校の校長及び平成さくら支援学校長は、次の手続きをとること。

（ア）出身学校の校長は、平成さくら支援学校長あてに入学願等を令和2年（2020年）3月19日（木）までの消印となるよう投函するとともに、平成さくら支援学校長あてに入学願等のコピーを令和2年（2020年）3月19日（木）までにファクシミリで送信すること。

（イ）（ア）で、出身学校の校長からのファクシミリを受け取った平成さくら支援学校長は、折り返し出身学校の校長あてに二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、学習検査及び面接（又は面談）のいずれも実施しない場合は、志願者に二次募集受付票を送付する。なお、学習検査及び面接（又は面談）のいずれか又は両方を実施する場合は、志願者に受付票を送付せず、当日、本人であることを確認のうえ、直接手渡すこと。

（ウ）（イ）で、平成さくら支援学校長からの二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた出身学校の校長は、志願者に学習検査等の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、平成さくら支援学校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

オ 上記ウにおいて、郵送により提出する場合は、出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した公立学校の校長あてに検査成績証明書等送付願（様式9）を令和2年（2020年）3月19日（木）までの消印となるよう投函するとともに、同日までに、検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

（6）入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、平成さくら支援学校の教育に対する適性について判定し、平成さくら支援学校長が行う。

イ 二次募集を実施する場合、平成さくら支援学校長は、出願者に対して令和2年（2020年）3月25日（水）に学習検査及び面接（又は面談）のいずれか又は両方を実施することができる。

なお、学習検査は平成さくら支援学校で作成し、実施する。また、面接及び面談は前記12の（1）に準じて実施する。

出願者は学習検査等の有無について二次募集受付票で確認するとともに、学習検査及び面接（又は面談）のいずれか又は両方が実施される場合は、二次募集受付票を持参すること。（郵送による出願の場合を除く）

ウ 入学願等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消すことがある。

（7）選抜結果の通知

平成さくら支援学校長は、二次募集の選抜結果について、令和2年（2020年）

3月26日（木）に出願者へ郵送で通知（様式11）するとともに、出願者の出身学校の校長へ通知（様式12）する。

1.7 その他

- (1) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、平成さくら支援学校長に通知する。
- (2) 平成さくら支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成し、令和元年（2019年）11月29日（金）までに市教育委員会あて提出するとともに、令和2年（2020年）1月6日（月）から交付すること。
- (3) この要項に記載がないことがらについては、「令和2年度（2020年度）熊本市立高等学校入学者選抜要項」に準じて実施する。

<参考資料> 学校教育法施行令

(視覚障害者等の障害の程度)

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメーターによる。